

第25回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年7月10日(木)

午前8時55分～午前9時58分

2. 場 所 遠賀町中央公民館 2階 工作室

第25回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和7年7月10日(木) 午前8時55分～午前9時58分

2. 場所 遠賀町中央公民館 2階 工作室

3. 出席委員(14名)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安藤	敏生
委員	3番	石井	佐千生
委員	4番	林	長輝
委員	5番	原田	利春
委員	6番	加藤	陽一郎
委員	7番	米田	かおる
委員	8番	一田	孝雄(欠席)

委員	1番	秦	公美
委員	2番	白石	元弘
委員	3番	白木	敏明
委員	4番	松井	悟
委員	5番	矢野	英昭
委員	6番	吉田	茂三
委員	7番	高崎	洋介

4. 7月の農業相談委員

6番	加藤	陽一郎	委員
8番	一田	孝雄	委員(欠席)

5. 議事日程

(1) 付議案件

① 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●●●(●●●●●))

② 農地法第5条の規定による許可申請について

(●●●●●(●●●●●))

③ 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●)

(2) 報告案件

① 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

(3) その他の案件

① 農地パトロールについて

② 意見書の提出について

③ 遠賀町農業振興地域整備促進協議会について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	濱田 美孝
事務局職員	瓜生 哲朗
事務局職員	藤本 慎央

開 会 8 時 5 5 分

議長

それでは時間前ですが皆さんお揃いなので始めたいと思います。
本日の出席委員は農業委員 8 名中 7 名、推進委員 7 名中 7 名の出席となっております。
農業委員の過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただいまより第 25 回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

議長

それでは次第の 2、本日の農業相談員は 6 番加藤陽一郎委員、8 番一田孝雄委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は農地法第5条の規定による許可申請3件となっています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の瓜生を指名します。

議長 では、現地調査を伴う案件について事務局より一括して説明をお願いします。

事務局 はい。それでは議案書の1ページをお開きください。
付議案件①農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。
譲受人が北九州市にお住まいの●●●●●さんで、譲渡人が島津にお住まいの●●●●●さんです。
申請地が3ページの字図にありますように大字島津字塚ノ元517番4で、地目は田、面積は308㎡です。
農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第1種農地となっております。
申請理由は大型車輛の旋回場となっております。
申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。
営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。
4ページが事業計画書です。事業の種類は土木建設業で、申請者の事業目的は駐車場です。申請理由は隣接地で保管する大型車輛及び重機等の旋回場として利用するため、施工計画は令和7年8月から着工し、令和7年12月に供用開始となる見込みです。旋回場ではクレーン車3台、15tトラック2台、その他の車両が旋回する予定です。
5ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流及び自然流下、汚水・生活雑排水は該当なしとなっております。用地造成に伴う被害防除としては「北側、東側に新設擁壁を施工し、その天場に1.5mの網目フェンスを設置する。」となっております。
6ページが現況平面図です。北側、東側は農地と接しており、

西側は石垣を経て山林及び原野と隣接、南側は申請者所有の既存の資材置き場と隣接しております。

7 ページが土地利用計画図及び排水計画図です。土地は盛土を行い、被害防除計画でもお示しした通り、北側、東側にL型擁壁を新設し、土留めを行います。

雨水排水は、南側に向けて勾配を造り、既存の資材置き場を経由して側溝へ放流する計画となっています。

8 ページが縦横断面図です。南側に隣接する既存の資材置き場と高さを合わせるために、3 m程度の盛土を行います。なお、排水計画でもお示しした通り、雨水排水のために南側へ向けて勾配をつける予定です。

9 ページが関係者説明に関する調査票です。関係者には説明を行い、条件付きの了承を得ています。条件は「陽当たりを支障なき施工」となっております。

続きまして議案書の10ページをお開きください。付議案件②農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。こちらについては無断転用をしていたために、正式に転用申請をするものとなっております。そのため始末書の提出もあっておりますので、この案件の説明の最後に始末書の内容を皆さんと確認させていただきたく存じます。

譲受人が北九州市にお住まいの●●●●●さん、譲渡人が島津にお住まいの●●●●●さんです。

申請地が12ページの字図にありますように大字島津字塚ノ元496番1で、地目は畑、面積は133㎡です。

農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第1種農地となっております。

申請理由は大型車輛の旋回場及び駐車場となっております。

申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障については生産組合長さんの無条件承諾となっております。

13ページが事業計画書です。事業の種類は土木建設業で、申請者の事業目的は駐車場です。申請理由は大型車輛等の侵入出旋回場及び従業員駐車場として利用するため、施工計画は令和7年8月から着工し、同月に供用開始となる見込みです。旋回場では15tトラック数台、その他の車両が旋回し、駐車場

は乗用車 5 ～ 6 台が利用する予定です。

1 4 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流及び自然流下、汚水・生活雑排水は該当なしとなっております。用地造成に伴う被害防除としては「旋回場をアスファルト舗装、砂利敷き整地」となっております。

1 5 ページが現況平面図です。北側は申請者所有の雑種地、東側は用悪水路、西側、南側は道路と隣接しております。

1 6 ページが土地利用計画図及び排水計画図です。旋回場はアスファルト舗装を施工し、駐車場部については砂利敷き整地を行います。雨水排水はいずれも東側の水路へ放流する計画となっております。

1 7 ページが縦横断図です。盛土・切土は行いません。なお、排水計画図でもお示しした通り、雨水排水のために東側の水路へ向けて勾配をつける予定です。

1 8 ページが関係者説明に関する調査票です。隣接する農地はありません。

1 9 ページが始末書です。「今回の申請地において、平成 3 0 年 1 0 月頃より駐車場及び旋回場としていましたが、農地として認識していなかったこともあり、当時より無断転用及び使用をしていました。今後はこのようなことが無きよう、農地法の理解と認識に努めてまいりますので、なにとぞご寛大なる処置を賜りますよう、お願い申し上げます。」との内容です。

続きまして議案書の 2 0 ページをお開きください。付議案件③農地法第 5 条の規定による許可申請についてでございます。

譲受人が鬼津に事業所を置く●●●●株式会社 代表取締役●●●●氏、譲渡人が鬼津にお住まいの●●●●氏です。

申請地が 2 2 ページの字図にありますように大字鬼津字高黒 1 1 0 1 番 4 で、地目は田、面積は 1 5 1 m²です。

農地区域が農業振興地域内非農用地で、土地の用途区分は無指定の第 3 種農地となっております。本来であれば、第 1 種農地との判断になりますが、上水及び下水管の 2 管が埋設されている道路の沿道の区域かつ、おおむね 5 0 0 m 以内に 2 つ以上の教育施設等の公共施設が存するという 2 条件を満たしているため、農地区分を第 3 種農地と判断しています。

申請理由は資材置場となっております。申請に関する確実性に

については関係書類で確認をしております。営農の支障については、生産組合長さんの無条件承諾となっております。

23 ページが事業計画書です。事業の種類は建築工事業で、申請者の事業目的は資材置き場及び道路水路貯水池（通路）です。申請理由は現在利用している敷地が手狭となったため、施工計画は許可後から着工し、令和7年9月に供用開始となる見込みです。資材置場では、鋼構造物・機械器具の置場として、80 m³分利用する予定です。

24 ページが被害防除計画書です。雨水の排水は水路放流及び自然流下、汚水・生活雑排水は該当なしとなっております。用地造成に伴う被害防除としては「既存ブロック・フェンスを利用する。」となっております。

25 ページが現況平面図・断面図です。北側、西側、東側は道路、南側は宅地と隣接しております。

26 ページが土地利用計画図及び断面図です。申請地内は碎石敷き均しを行い、東側へ勾配をつけます。雨水排水は、東側に向かって通路を介し、道路側溝へ放流する計画となっております。

27 ページが関係者説明に関する調査票です。隣接する農地はありません。

以上が現地調査を伴う案件の説明です。

議長

それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9 時 0 9 分

— 現地調査後 —

再 開 9 時 4 9 分

議長

再開します。

付議案件①及び付議案件②については、●●委員が当事者となり

ますので、●●委員は付議案件②の審議が終わるまで、退席をお願いします。

～ ●●委員退室 ～

それでは付議案件①を議題に供します。

議長 では地区担当の原田利春委員から報告をお願いします。

農業委員 問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。
(5番)

議長 ありがとうございます。それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件①農地法第5条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成6名で付議案件①は承認されました。
続きまして付議案件②を議題に供します。
地区担当の原田利春委員から報告をお願いします。

農業委員 問題無いと思いますので審議の方よろしくお願いたします。
(5番)

議長 本件について意見や発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件②農地法第5条の規定による許可申請について、原案

のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 6 名で付議案件②は承認されました。

～ ●●委員入室 ～

●●委員 少しよろしいでしょうか。私の先ほどの圃場の件ですが、父の代より畑を勝手に埋めて駐車場として貸していたわけですが、私は子供のころから父が駐車場を貸しているのを見てきていたわけですが、農業委員という役についていて早く農転の手続きをしなければいけなかったのに、皆さんにご迷惑をおかけしてお詫び申し上げます。すみませんでした。

議長 では続きまして付議案件③を議題に供します。地区担当の私と秦公美委員から報告します。

農業委員 (1 番) もともとあそこは基盤整備外で造成が進んでいた地域で、私も農地とは現在まで知らなかったという物件です。基本的に見かけが農地でなくても疑いを持って見ないといけないと思いました。この際はつきりと書類上もしておかないといけません。

推進委員 (1 番) 問題無いと思いますので審議の方よろしく願いいたします。

議長 本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、これより採決に移ります。
付議案件③農地法第 5 条の規定による許可申請について、原案のとおり承認される農業委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

議長 賛成 6 名で付議案件③は承認されました。

議長 それでは報告案件について事務局より報告をお願いします。

事務局 議案書の 28 ページをお開きください。報告案件①農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてでございます。
利用権の合意解約ですが、使用貸借に変更するための解約 1 筆、1,496 m²となっております。

議長 報告案件について質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、その他の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 ① 農地パトロールについて説明。
② 意見書の提出について説明。
③ 遠賀町農業振興地域整備促進協議会について説明。
その他の案件については以上です。

議長 他に何かありませんか。

【ありません。】の声

議長 皆さんの方から他に何か意見などありませんか。

【ありません。】の声

議長 無いようですので、以上をもって、第 25 回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 9 時 58 分